
4. 矢野地域

4-1 現況と課題

(1) 現況

1) 概況

- ・地域の全域が市街化調整区域であり、谷あいの平野部や矢野川沿川に集落と優良農地がみられる。1965 年（昭和 40 年）以降、人口減少が続いている。

2) 都市基盤整備状況（p72 矢野地域都市基盤整備状況図参照）

- ・主要地方道相生穴栗線が南北に、主要地方道姫路上郡線が東西に通っており、幅員 4m 以上～6m 未満の生活道路が多くみられる。また、集落では上水道と農業集落排水が概ね整備されている。

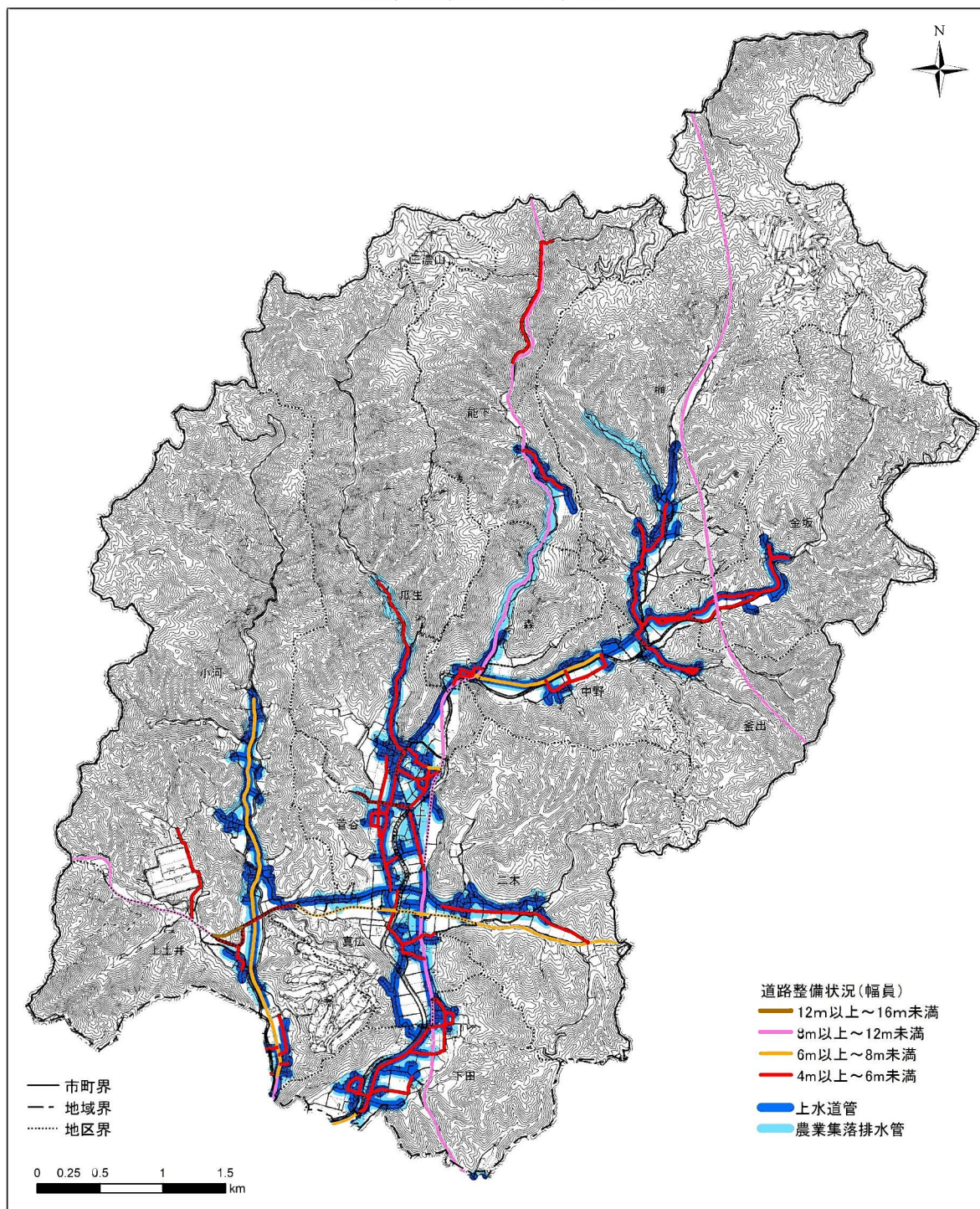
3) 法規制状況（p73 矢野地域土地利用規制状況図参照）

- ・地域北部は西播丘陵県立自然公園となっている。平野部の農地はほ場整備が概ね実施されており、農用地区域に指定されている。一部の山裾では土砂災害警戒区域が指定されており、矢野川沿岸では洪水浸水想定区域が指定されている。

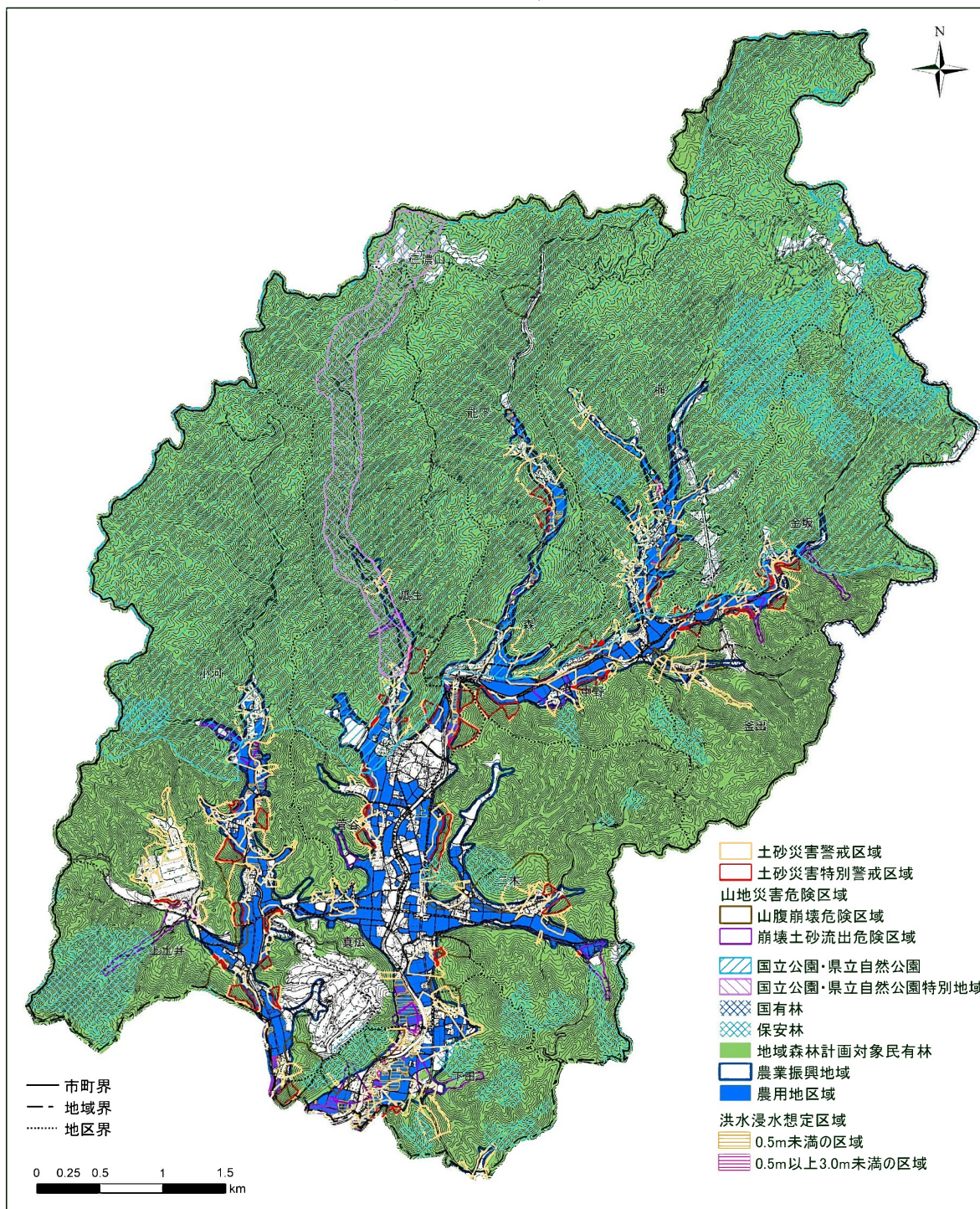
4) 土地利用現況（p74 矢野地域土地利用現況図参照）

- ・平野部のほとんどを田が占めており、山間部では大規模な太陽光発電施設用地がみられる。また、西播変電所や矢野小学校、羅漢の里、ふるさと交流館などの公益施設が立地している。
- ・瓜生地区には工場が集積しており、その他平野部にも工場が点在している。

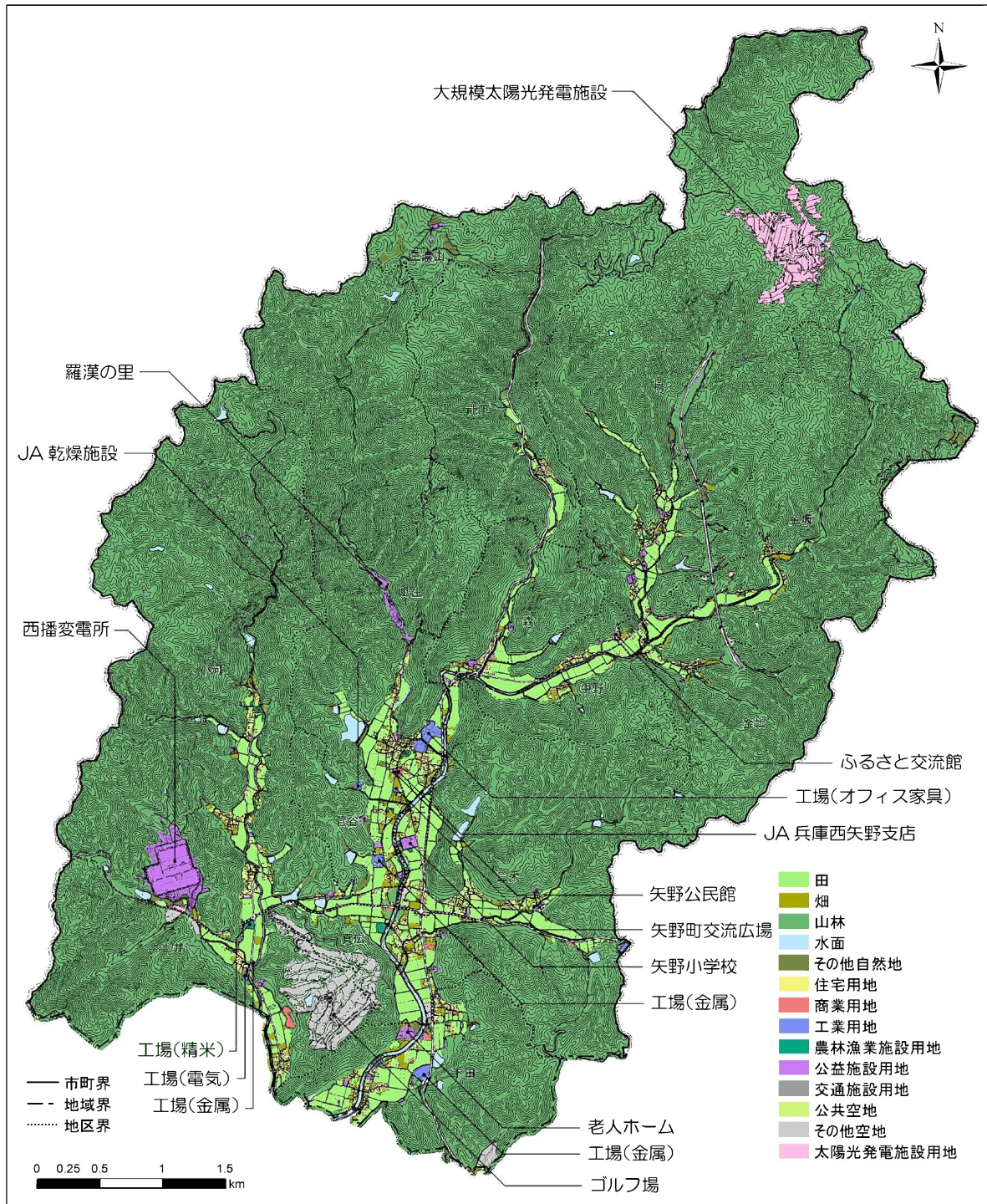
矢野地域都市基盤整備状況図



矢野地域土地利用規制状況図



矢野地域土地利用現況図



（２）課題

- ・ 住環境の保全と定住促進、地域コミュニティを支える生活利便施設の誘導
- ・ 自然災害の発生する危険性がより低い土地への住宅等の誘導
- ・ 無秩序な農地転用の防止による営農環境の保全
- ・ 地域産業の維持と活性化に向けた工場の保全と誘導
- ・ 山間部の太陽光発電施設用地における周囲の自然景観に配慮した適切な維持管理

４－２ 土地利用方針

（１）基本的な土地利用方針

西播丘陵県立自然公園とその周囲の自然環境と優良農地の保全、活用を図る。また、公共公益施設や商業施設、工場などの誘導による生活利便性の向上と地域産業の活性化を図るとともに、田園環境と調和した集落環境の形成により、地域コミュニティの維持を目指す。

矢野地域の地域づくりのイメージ



(2) 区域設定方針

1) 保全区域

- ・保安林やため池、河川、砂防施設などは、貴重な自然資源及び防災施設として適切に管理するため保全区域とする。
- ・西播丘陵県立自然公園特別地域は豊かな自然環境を守り、羅漢の里を拠点に自然に親しめるレクリエーション空間としての活用を図る保全区域とする。
- ・文化財や社寺境内地、墓地は文化的、宗教的に貴重な資源として保全し将来に継承していくため保全区域とする。

2) 森林区域

- ・豊かな自然環境を形成する山林や、隣接するゴルフ場は、森林の多面的機能の保全と活用を図るため森林区域とする。

3) 農業区域

- ・優良農地の保全を促進するとともに、都市農村交流の場として活用するため農業区域とする。

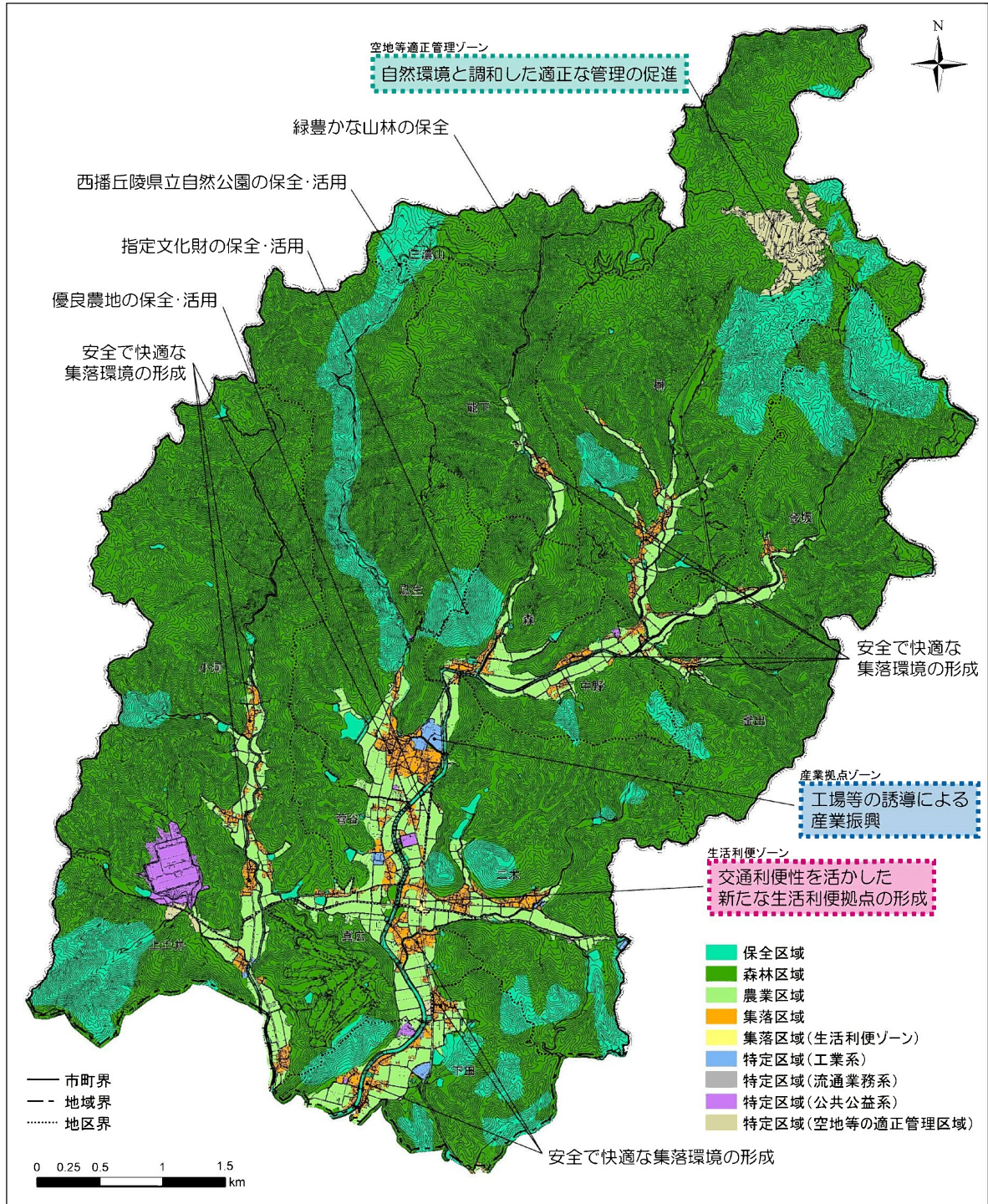
4) 集落区域

- ・集落とその周辺の農地は、良好な住環境を保全するとともに、自然災害の発生する危険性がより低い土地へ住宅等を誘導することにより、安全で快適な集落環境を形成し、定住を促進するため集落区域とする。
- ・広域連携軸である主要地方道相生穴栗線と主要地方道姫路上郡線が交差する真広交差点付近は、生活利便ゾーンとして交通利便性を活かして商業施設などを誘導し、新たな生活利便拠点を形成する集落区域（生活利便ゾーン）とする。

5) 特定区域

- ・瓜生地区の工場とその周辺の農地は、産業拠点ゾーンとして操業環境を保全するとともに、工場等の誘導による地域産業の活性化を図るため、特定区域（工業系）とする。
- ・西播変電所や羅漢の里、矢野小学校、地区公民館、福祉施設等は、特定区域（公共公益系）とする。
- ・榊地区の山間部に位置する太陽光発電施設用地は、空地等適正管理ゾーンとして周囲の自然環境と調和した適正な管理を促進するため、特定区域（空地等の適正管理区域）とする。

矢野地域土地利用計画図



5. 若狭野地域

5-1 現況と課題

(1) 現況

1) 概況

- ・地域東部は市街化区域に接しており、国道2号沿道には多くの事業所が立地し、地域拠点を形成している。人口は1975年（昭和50年）以降、ほぼ横ばいで推移し、世帯数は増加傾向にある。

2) 都市基盤整備状況（p79 若狭野地域都市基盤整備状況図参照）

- ・国道2号が東西に通り、主要地方道相生穴栗線や県道449号多賀相生線が南北に通っており、幅員4m以上～6m未満の生活道路が多くみられる。また、集落では上水道と下水道あるいは農業集落排水が概ね整備されている。

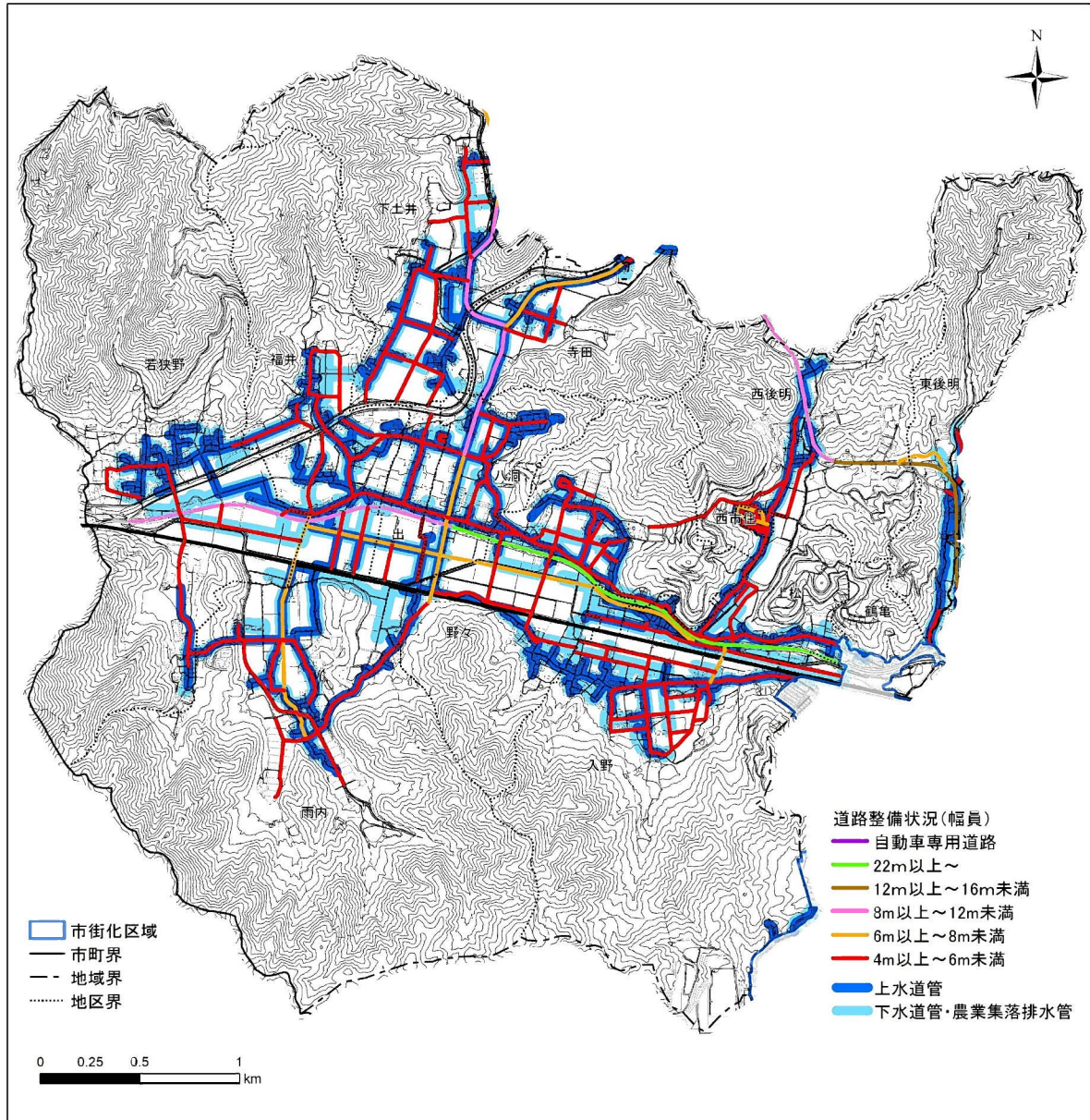
3) 法規制状況（p80 若狭野地域土地利用規制状況図参照）

- ・平野部の農地はほ場整備が概ね実施されており、農用地区域に指定されている。また、一部の山裾では土砂災害警戒区域が指定されており、矢野川沿岸では洪水浸水想定区域が指定されている。

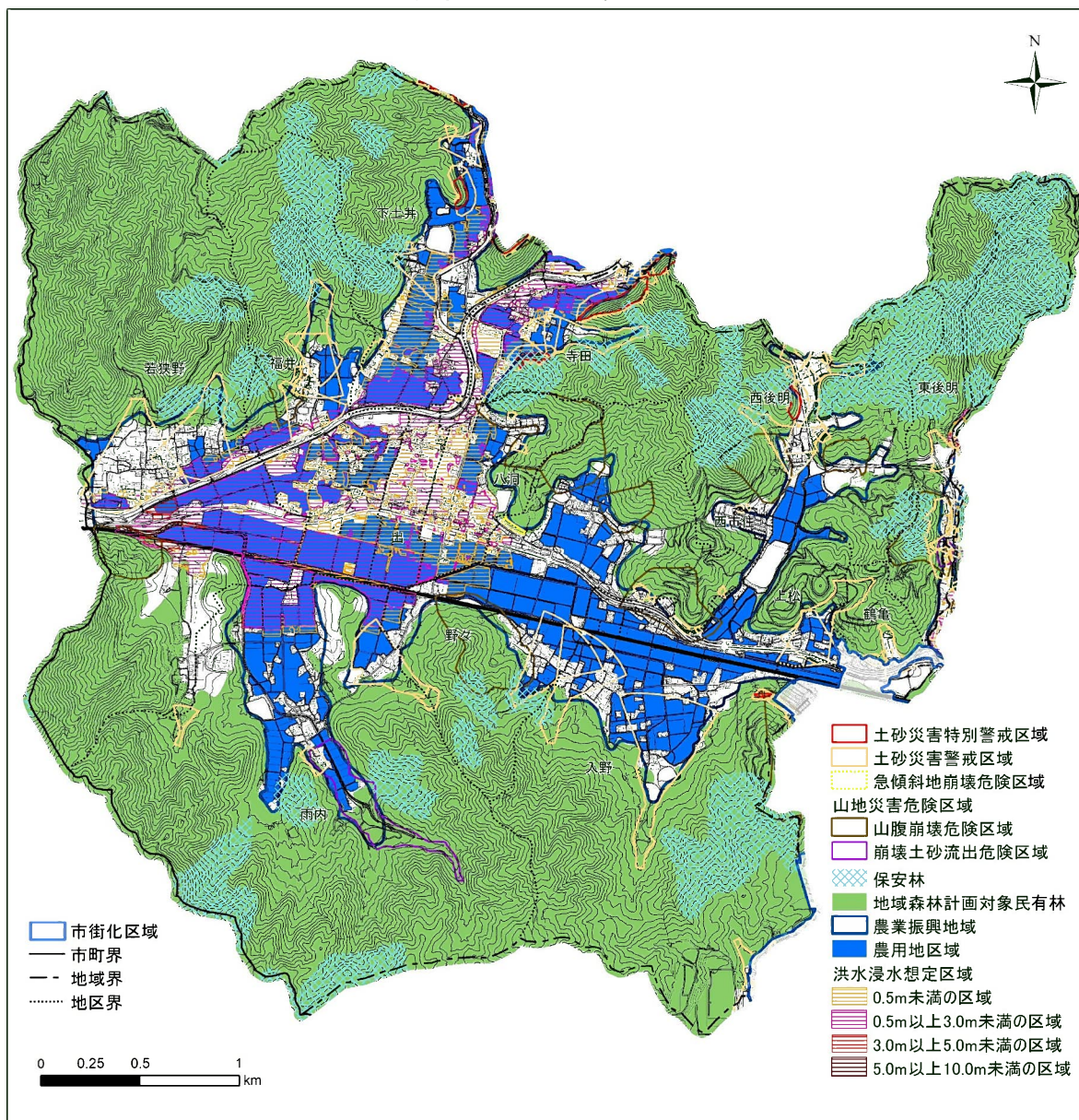
4) 土地利用現況（p81 若狭野地域土地利用現況図参照）

- ・平野部のほとんどを田が占めており、国道2号及び県道449号多賀相生線沿道や矢野川沿岸に住居や事業所、小学校などの公益施設が立地している。
- ・主要地方道相生穴栗線沿道には流通業務施設、工場、太陽光発電施設用地などがみられる。
- ・若狭野地区、雨内地区の山間部には病院や福祉施設が集積している。

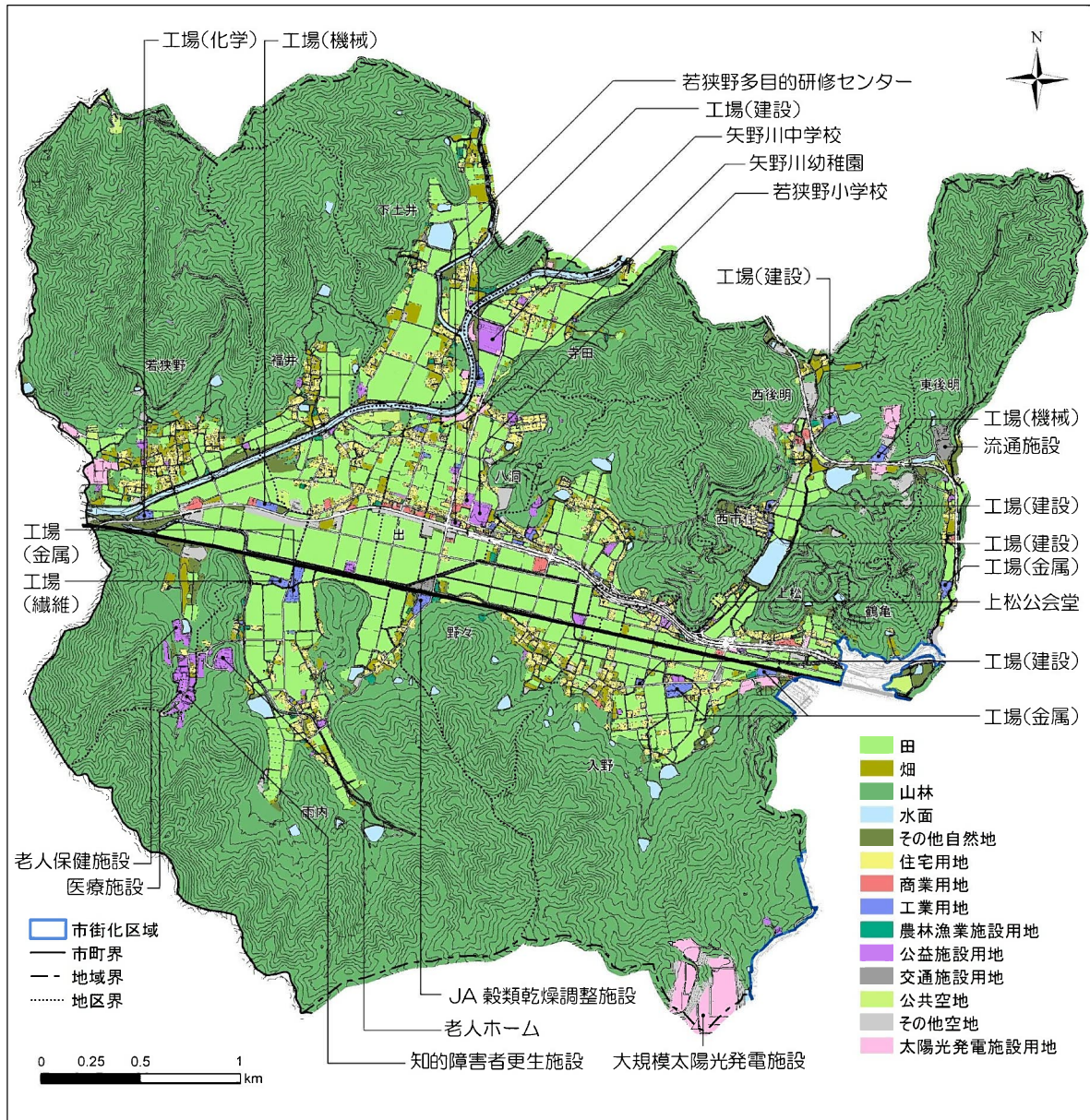
若狭野地域都市基盤整備状況図



若狭野地域土地利用規制状況図



若狭野地域土地利用現況図



（２）課題

- ・ 住環境の保全と定住促進
- ・ 国道２号沿道への商業施設等の誘導による生活利便性の向上
- ・ 自然災害の発生する危険性がより低い土地への住宅等の誘導
- ・ 無秩序な農地転用の防止による営農環境の保全
- ・ 若狭野地区、雨内地区における医療福祉施設の集積維持と機能向上
- ・ 主要地方道相生実栗線沿道における良好な沿道景観の形成と交通利便性を活かした土地利用の誘導

５－２ 土地利用方針

（１）基本的な土地利用方針

山林などの自然環境を保全し、優良農地の保全と活用を促進しながら、田園環境と調和した賑わいある集落環境の形成を目指す。また、中心地域拠点として、国道２号沿道の生活利便性の向上と交流の場の創出を図るとともに、主要地方道相生実栗線沿道では工場等の集積による産業拠点の形成を目指す。

若狭野地域の地域づくりのイメージ



(2) 区域設定方針

1) 保全区域

- ・保安林やため池、河川、砂防施設などは、貴重な自然資源及び防災施設として適切に管理するため保全区域とする。
- ・文化財や社寺境内地、墓地は文化的、宗教的に貴重な資源として保全し、将来に継承していくため保全区域とする。

2) 森林区域

- ・豊かな自然環境を形成する山林は、森林の多面的機能の保全と活用を図るため森林区域とする。

3) 農業区域

- ・優良農地の保全を促進するとともに、都市農村交流の場として活用するため農業区域とする。

4) 集落区域

- ・集落とその周辺の農地は、良好な住環境を保全するとともに、自然災害の発生する危険性がより低い土地へ住宅等を誘導することにより安全で快適な集落環境を形成し、定住を促進するため集落区域とする。
- ・国道2号と県道449号多賀相生線の交差する八洞交差点付近は、中心地域拠点として商業施設などを誘導し生活利便性の向上を図り、地域拠点としての機能充実を目指すため、集落区域（生活利便ゾーン）とする。

5) 特定区域

- ・商業施設等が立地する国道2号沿道では、中心地域拠点及び沿道利便ゾーンとして、地域拠点としての機能充実と商業施設等の誘導による沿道利便性の向上を図るため、特定区域（商業系）とする。
- ・工場や流通業務施設が位置する主要地方道相生穴栗線沿道は、産業拠点ゾーンとして産業を振興し、工場や流通業務施設等を誘導するため、特定区域（工業系、流通業務系）とする。
- ・若狭野地区、雨内地区の医療福祉施設は、公共公益拠点ゾーンとして医療福祉施設の集積の維持を図るため、特定区域（公共公益系）とする。
- ・入野地区の山間部に位置する大規模太陽光発電施設は、空地等適正管理ゾーンとして周囲の自然環境と調和した適正な管理を促進するため、特定区域（空地等の適正管理区域）とする。

若狭地域土地利用計画図

